

狂犬病予防注射と犬の登録

狂犬病予防集合注射を実施いたします。狂犬病予防注射は毎年受けなければなりません。なお、獣医師により、注射ができないと判断された場合は、動物病院で狂犬病予防注射猶予証明書を発行してもらい、生活環境課へ提出してください。また予防注射の際は、犬の登録も受け付けます。

※次の場合は別途お手続きが必要です。
 ・犬が死亡した場合
 ・所有者や所在地に変更が生じた場合

※登録済の方には、案内はがきを送付します
 ▼令和8年度集合注射時の料金案内

- ・新規登録の場合
5400円(①+②+③)
- ・登録済の場合
3400円(②+③)
- ※つり銭のないようにご協力お願いします。
- ①登録手数料 2000円
- ②狂犬病予防注射料 3000円
- ③注射済票交付手数料 400円



▶集合注射日程

実施日	場所	時間
4月10日(金)	利根町保健福祉センター車庫前	9:00～9:15
	早尾台緑地広場	9:30～10:10
	もえぎ野台自然公園	10:30～11:00
	利根フレッシュタウン第3公園(利根排水場(旧水道課)横)	11:20～11:50
	布川地区コミュニティセンター(旧すこやか交流センター横)	13:00～13:30
4月12日(日)	利根ニュータウン風の公園(ショッピングセンター付近)	13:45～14:15
	利根親水公園	8:50～9:10
	文間地区農村集落センター	9:30～9:40
	利根東部農村集落センター	10:00～10:10
	利根町生涯学習センター	10:30～11:00
	利根町役場玄関前	11:30～12:30

▶集合注射時のお願い

- ・フンなどの後始末をお願いします。(なるべく事前に済ませておいてください)
 - ・犬を押さえられる人が連れてきてください。(暴れると注射ができません)
 - ・犬の体調が悪い場合は、注射前に必ず申し出てください。
 - ・はがき表面の問診票に記入し、持参してください。
 - ・開始時間に間に合うよう、余裕を持ってお越しください。
- 左記日程以外でも、各動物病院で狂犬病予防注射が受けられますので必ず実施してください。その場合は、注射済証明証を生活環境課へ必ず提出してください。

●次の病院では、注射と同時に利根町役場での手続き(犬の登録、注射済証明書交付)を行うことができます。

病院名	所在地	連絡先
もえぎの動物病院	利根町奥山643-1	68-8238
わかくさ動物病院	利根町横須賀655	68-7939
竜ヶ崎中央獣医科病院	龍ヶ崎市馴柴町785-2	64-3288

▶問い合わせ
 生活環境課 環境衛生係
 ☎68-2211(内線237)

自転車の交通違反に交通反則通告制度(青切符)が適用されます

令和8年4月1日から、16歳以上の方が運転する自転車の交通違反に対して、交通反則通告制度(青切符)が適用されます。交通反則通告制度が適用されると、一定の交通違反をした運転者に対して、車やバイクと同様に「青切符」による反則通知を行い、各反則行為に定められた反則金の納付が通告されます。自転車に関する交通ルールを改めて確認し、遵守するように心がけてください。

- ▼対象となる反則行為の一例
- ・通行区分違反(右側通行や歩道走行など) 反則金 6000円
 - ・信号無視 反則金 6000円
 - ・無灯火 反則金 5000円
 - ・反則行為は右記以外にも100種類以上あります。
- 詳細につきましては、左記二次元コードから、町公式ホームページ、茨城県警察のサイトをご覧ください。

▼問い合わせ
 防災危機管理課 消防交通係
 ☎68-2211(内線324)



町公式ホームページ

国民年金保険料の学生納付特例制度

20歳から保険料の納付が義務づけられていますが、学生の方には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される制度があります。利用していただくことで、将来の年金受給権や障害基礎年金の受給資格を確保することができ、ぜひご利用ください。

▼学生納付特例の承認期間
 4月～翌年3月

※申請月から2年1ヵ月前までさかのぼって申請可能
 (申請時点で20歳を迎えた方は誕生日前日の月から)

▼申請できる方
 ・学生納付特例制度の対象校に在学しており(過年度分は在学していた方)、申請年度の前年所得が次の金額以下の方または失業などの理由がある方。

◎所得基準
 128万円+扶養親族の数×38万円+社会保険料控除等

※所得審査の対象は申請者本人のみ

▼対象者
 大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校・各種学校(※1)、一部の海外大学の日本分校(※2)、夜間・定時制課程や通信課程の学生

対象となる学校は、日本年金機構ホームページの「学生納付特例対象校一覧」から確認できます。

※1 修業年限が1年以上の課程に在学していること(私立の各種学校に

ついては都道府県知事の認可を受けた学校)

※2 日本国内にある学校であつて、文部科学大臣が個別に指定した課程

▼申請に必要なもの

- ・基礎年金番号通知書または年金手帳
- ・学生証または在学証明書(原本)
- ※有効期限(在学証明書は在学期間)が記載されているもの。

※日本と海外の両大学に所属している場合は、対象校であることを(確認の上、どちらかの学生証または在学証明書をもちってください)。

・退職した方が申請を行う場合、退職した事実が確認できる書類

・対象者本人、同じ世帯以外の方が来庁される場合は委任状(保険年金課の窓口や日本年金機構ホームページにあります)

申請後、日本年金機構から決定通知書が届くまでの間、文書や電話により納付のご案内をする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

審査期間は、2～3ヵ月ほどかかる場合があります。

▼問い合わせ
 土浦年金事務所 国民年金課(土浦市小松1-3-33ハトリビル1・2階)
 ☎029-825-1170
 自動音声に従って【2】のあとに【2】を押してください。

保険年金課 医療年金係
 ☎68-2211(内線177)

固定資産税に関する証明書などが変わります

町では、令和8年4月1日から、窓口業務で使用するシステムを、国が定めた標準仕様に準拠したシステム(標準準拠システム)に移行することから、固定資産税に関する証明書などの様式が一部廃止・変更されます。

また、償却資産について証明書が新規に追加されます。

これまで、公課証明書および評価証明書は、土地と家屋をそれぞれ別々に発行していましたが、標準化に伴い、土地と家屋が1枚の証明書にまとめて記載されます。廃止となる証明書につきましては、必要な記載項目をご確認のうえ、土地・家屋公課証明書など代替の証明書を取得してください。

▶名称・仕様を変更するもの

土地公課証明書	名称を「固定資産(土地・家屋)公課証明書」に変更します。土地・家屋をあわせて記載します。
家屋公課証明書	1枚あたりの記載件数は5件です。(手数料:300円/枚)
土地評価証明書	名称を「固定資産(土地・家屋)評価証明書」に変更します。土地・家屋をあわせて記載します。
家屋評価証明書	1枚あたりの記載件数は5件です。(手数料:300円/枚)
固定資産課税台帳・名寄帳	名称を「名寄帳兼(補充)課税台帳」に変更します。(台帳閲覧:300円・コピー代10円/枚)

▶新規に追加するもの

償却資産証明書	所有する償却資産の区分(構築物、機械および装置など)ごとに価格、課税標準額などが記載されます。(手数料:300円/枚)
償却資産評価証明書	所有する償却資産の区分(構築物、機械および装置など)ごとに評価額などが記載されます。(手数料:300円/枚)
償却資産公課証明書	所有する償却資産の区分(構築物、機械および装置など)ごとに評価額、課税標準額、相当税額などが記載されます。(手数料:300円/枚)

▶廃止になるもの

登載証明書	土地・家屋公課証明書、土地・家屋評価証明書、名寄帳兼(補充)課税台帳などを取得してください。
評価額通知書	
記載事項証明書	

▶問い合わせ 税務課 資産税係 ☎68-2211(内線207)